

まとめ

- 復興財源確保のためとされた運営費交付金の削減に、京大は完全に応じています。賃下げを行うかどうかはそれとは別問題です。
- 運営費交付金のうち、用途を限定されている（退職金）のは一部にすぎません。大部分は各法人が自由に用途を決めることができます。
- 法人が現金を保有していないのは当たり前です。定期預金だけで 210 億円もあることを法人自身が認めています。
- 会計基準は赤字決算を認めています。島根大学では複数年度にわたって赤字決算ですが、大学の運営は普通に行われています。他にも赤字を出している国立大学があります。
- 会計基準を知らない人が財務部長であったという深刻な事態です。
- 運営費交付金が大きく削減されると賃下げ率は小さくなるなどという荒唐無稽な算定式は、正常に考えた場合とは正反対の内容であり、およそ教職員の理解を得ることが不可能なものです。

以上に紹介しましたとおり、京大法人は、およそ根拠が成り立たないやり方によって賃下げを強行したばかりでなく、裁判でも、誠実に司法手続に取り組む姿勢を全く欠いています。こうした態度は、国立大学法人に対する社会的信頼を傷つけ、働く教職員を裏切るものです。多くの方々に、この事実を知って批判の声を上げていただきたいと思ひます。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

性別

生年月日

所属部局:

部署:

職種/職名:

(例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他 ()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365

<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317 京都市左京区吉田本町

TEL:075-761-8916

FAX:075-751-8365

内線:7615(本部地区)

Email: office@adm.kyodai-union.org

URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

④

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@adm.kyodai-union.org

訴訟提起に際しての記者会見の様相 (2013.06.11)



2013年6月11日に、京大教職員ら96名は、2012年8月から減額された賃金の支払いを大学法人(被告)に対して求める訴訟を京都地裁に提起しました。その後、賃下げは2014年3月まで続き、原告は115名にまで増加しました。裁判は2015年3月2日に結審し、5月7日14時に京都地裁101号法廷において判決が言い渡される予定です。

労働契約法は一方的な賃下げを禁止しており、その例外を定める10条は、①労働者の受ける不利益の程度、②労働条件の変更の必要性、③変更後の就業規則の内容の相当性、④労働組合等との交渉の状況等、を考慮要素とした合理性が必要だとしています。民事訴訟法では、この合理性を被告側が立証できない限り、原告が勝訴するルールになっています。

ところがこれに対し、被告京大法人は、証明責任を果たすどころか、遂に裁判の結審に至るまで、真摯な応答を拒み続けました。そればかりではなく、法令の内容や事実に明らかに反する主張までも数多く行っています。また、裁判を通じて、驚愕すべき事実も明らかになりました。このことを教職員・学生を始めとする多くの方々に知っていただくため、本裁判へのこれまでの大学側の対応を紹介します。

5月7日 判決

賃金請求訴訟
判決直前総まとめ
特集号

賃金訴訟 大学法人側の主張の驚くべき内容

(1) 外部資金での補填は認められない？

2013年9月3日の被告答弁書の主な内容

- ① 賃下げにつき教職員への説明は十分に行った。
- ② 原告は賃下げに黙示の同意を与えている。
- ③ 国の方針には従わざるをえない。
- ④ **運営費交付金の減額分を外部資金で補てんすることは認められない。**
- ⑤ 財政状態に問題はないとするのは原告の憶測である。
- ⑥ 賃金減額の要件として、財政上高度の必要性があったことは必要ない。

(2) 教職員は賃下げに黙示の同意をした？

2013年11月12日の被告第1準備書面の主な内容

- ① **原告は賃下げに黙示の同意を与えている。**
- ② 職員が受ける不利益の程度は極めて小さい。
- ③ 国の方針には従わざるをえない。
- ④ 交付金が削減された場合には物件費を確保するために人件費を減らさざるをえない。
- ⑤ 剰余金は5591万円しかない。
- ⑥ 賃下げを穴埋めする代償措置をとっている。
- ⑦ 教職員への説明は十分に行った。

(4) 会計基準は、当法人ではわかりません

2014年8月27日の財務部長「意見書」の主な内容

- ① 運営費交付金については費目を特定されて交付されるものもある。
- ② 被告は、部局に渡した間接経費の使途の内訳を把握しているものではない。
- ③ 「積立金」の金額の現金を実際に被告が保有しているものではない以上、人件費に充当することはできない。
- ④ **「会計基準によれば国立大学法人が赤字決算となる場合が認められているかどうか、当法人ではわかりません。」**

(6) 交付金削減がまかなえても賃下げ必要？

2015年1月9日の被告第3準備書面の主な内容

- ① 原告らは賃下げに同意している。
- ② 給与減額の実施および内容は周知徹底されていた。
- ③ 原告らが被る不利益は極めて小さい。
- ④ 「国からの要請に応じないということは、その公的地位にあることによる社会的責任から、到底許されるものではなかった」。
- ⑤ 不要不急の工事費用などが巨額に上っているということはない。
- ⑥ 運営費交付金については費目を特定されて交付されるものもある。
- ⑦ 被告は、部局に渡した間接経費の使途の内訳を把握しているものではない。
- ⑧ **「貸借対照表によれば『現金及び預金』739億円、キャッシュフロー計算書『資金期末残高』529億の差額である210億円は、定期預金の預入額210億円である。」**
- ⑨ **「給与減額支給措置以外の他の措置により運営費交付金削減分を賄うことができたとしても、そのことによって、本件給与減額支給措置の必要性が否定されるものではない。」**
- ⑩ 他大学よりも低い減額率を定めており、合理性が認められる。

(3) 積立金は人件費に充当できない？

2014年3月7日の被告第2準備書面の主な内容

- ① 給与削減率の算定式は団体交渉で原告らに説明している。
- ② 賃下げに関する教職員への周知徹底は行われている。
- ③ 原告らが被る不利益は小さい。
- ④ 国が新潟大の訴訟で「賃下げを強制していない」と主張をしているか否かは被告の知るところではなく、要請を受けた側にしてみれば強制されたに等しい状況であった。
- ⑤ 財政状態に問題はないとするのは原告「公金を復興のために使うのであれば、多額の公金の支給を受けている私立学校などにも応分の負担があるはずである。」との点については認否の限りではない。
- ⑥ 不要不急の工事費用などが巨額に上っているということはない。
- ⑦ 運営費交付金については費目を特定されて交付されるものもある。
- ⑧ 被告は、部局に渡した間接経費の使途の内訳を把握しているものではない。
- ⑨ **「積立金」の金額の現金を実際に被告が保有しているものではない以上、人件費に充当することはできない。**
- ⑩ 会計基準により国立大学法人が赤字決算となる場合が認められているとの点は知らない。
- ⑪ 賃下げを穴埋めする代償措置をとっている。
- ⑫ 復興支援は社会的責務であった。
- ⑬ 労働組合との団体交渉には真摯に対応し、説明も行っている。
- ⑭ 被告における平成24年度の黒字額は5591万円であり、削減した人件費に充当することは不可能である。

(5) 交付金削減が増えると賃下げ額が減る？

2014年10月29日の証人尋問による立証

- ① 運営費交付金への依存率＝平成23年度に37.7%
- ② 財源の有無＝「直接的にこの業務にタッチしてございません。」「この現実的な中身はわかりません。」(人事課長(当時)証人調書40-41頁)
- ③ 国からの要請＝「マスコミとかに風評を書かれて、世論から批判を受けるといことも想定しています。」「マスコミだけではなく、マスコミイコール周りのすべての機関とか人から。」(人事課長(当時)証人調書24頁)。
- ④ **賃下げ率の算定＝運営費交付金の削減が大きくなればなるほど、賃下げが小さくなるという内容。**